

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（交差点改良事業）					
地区名	一般国道247号					
事業箇所	はんだしす さきちょう 半田市州の崎町地内					
事業のあらまし	<p>衣浦大橋及びその周辺における慢性的渋滞が住民活動や企業活動に支障となっており、県関係機関で構成する「衣浦大橋周辺渋滞対策検討会」において、渋滞対策の検討・推進をおこなっている。</p> <p>当該箇所「衣浦大橋西交差点」は碧南から西行き左折車両が多く、渋滞が著しい箇所である。当事業は、渋滞対策として他事業で西行き左折専用レーンの設置をおこなうことに伴って当交差点を改良するものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>交通の円滑化</p> <p>【副次目標】（事前評価時に設定した場合、記載する）</p> <p>—</p>					
事業費	事業費		内訳			
	3.7億円		■工事費 3.3億円、□用補費 億円、■その他 0.4億円			
事業期間	採択年度	2012年度	着工年度	2012年度	完成年度	2018年度
	事業内容 交差点改良 N=1式					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>交差点が整備され、渋滞が解消された。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>本事業の実施により、交通の円滑化が図られたことから、事業目標を十分に達成している。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	事業目標に対する効果が十分に発揮しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	同種事業に反映すべき事項は特にない。					